

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市保育園保護者会連合会活動支援補助金
補助事業等の標目	諏訪市保育園保護者会連合会に保護者会の活動に係る費用の一部を補助することにより、少子化や家庭環境の変化によって増加する保護者会の活動に関する負担を軽減する。
補助事業等の対象者	諏訪市保育園保護者会連合会
補助対象経費	<p>諏訪市保育園保護者会連合会を構成している保育園（以下「構成園」という。）において行われる保護者会の活動に要する費用であって、当該保護者会に属している保護者の負担軽減を目的とした費用。ただし、補助対象経費は、次の各号に掲げる額の合計額を上限とする。</p> <p>(1) 均等割 構成園一園につき50,000円</p> <p>(2) 園児数割 当該年度の4月1日時点で構成園に在籍している園児一人につき1,000円</p>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページに公表する。
補助事業等の開始時期	令和7年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和12年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 “ひろがる笑顔”ゆめ保育所プランに定める保育最適化推進期間（令和7年度から令和11年度まで）と整合を図るため。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める交付申請書に事業の計画が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに、規則に定める実績報告書に費用の支払が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 こども未来部 次世代育成課 保育係

令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）